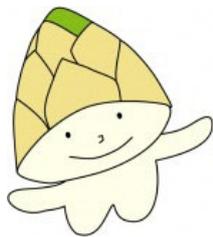


# 令和9年4月開所分 小規模保育事業



## 募集要項

※募集期間については、  
「各種手続き等の期限・注意事項について」  
をご確認ください。

### 横浜市こども青少年局

【問合せ先】

- 令和9年4月に向けた新たに受入枠確保が必要な重点地域（新規整備型）に関すること  
横浜市こども青少年局保育対策課  
TEL：045-671-4469
- 申請要件や施設の基準等に関すること  
横浜市こども青少年局こども施設整備課  
TEL：045-671-4146



## 《 目 次 》

1 募集概要.....	1
2 小規模保育事業整備・運営に当たっての諸条件.....	4
3 補助制度 .....	16
4 申請方法 .....	19
5 資料.....	25

### 【応募に際しての注意事項】

#### ■採択件数について

同一エリアで整備予定か所数を超える申請があった場合は、「4（3）選考について」に基づいて審査し、評価の高い事業者を採択します。

#### ■補助金について

①補助事業については、予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。当該予算の可決が停止条件になります。

②自己所有物件かつ補助事業で小規模保育事業の新規整備を行う場合、「就学前教育・保育施設整備交付金（以下、国庫補助金という）」の内示を受けた事業が対象となります。国庫補助金の対象事業とならなかった場合は、補助金の交付ができません。該当する事業者は、この点について、あらかじめ了承のうえ、当該事業に申請してください（詳しくは次のページをご覧ください）。

### 昨年度の募集からの主な変更点

■令和9年4月開所に向けて、国費の補助基準額の改定に伴い、整備費の対象経費の上限額が4,131万9千円から2,719万3千円に減額となります。（17ページ参照）

■建物を賃借して整備を行う場合、定期借家契約は補助対象外となります。

# 【お知らせ】国庫補助金※事業の制度について

※自己所有物件で小規模保育事業の整備を行う場合は、国の「就学前教育・保育施設整備交付金（以下、国庫補助金という）」により実施しています。

自己所有物件で小規模保育事業の整備を行う場合は、国の国庫補助金により実施しています。

補助金事業として選定した園について、本市から国に補助事業として申請（協議）し、国からの内示を受けた後に事業を進めることができます。

## 【参考1】募集から国庫補助金内示までのスケジュール



※今回の募集事業は、令和8年4月頃に国庫補助金の内示される見込みですが、国からは次年度のスケジュールが発表されていないため、内示の時期が変更になる可能性があります。

国からの補助金の内示時に、補助金の申請（協議）額が減額されることがあります。その場合、個別に調整します。

## 1 国庫補助金の対象とならなかった場合

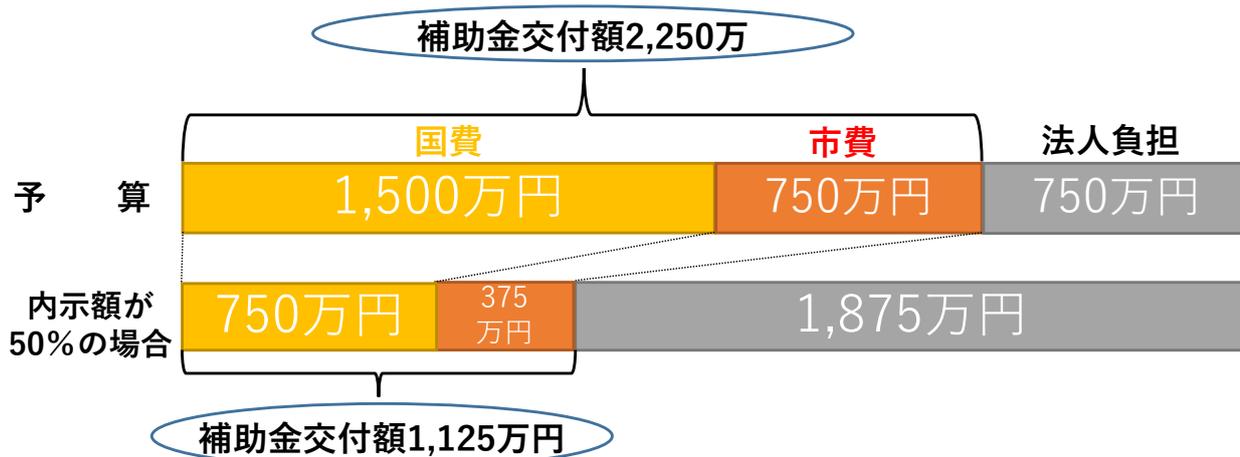
国費・市費ともに補助金の交付ができません。

## 2 一部のみ国庫補助金の対象となった場合

国からの内示が国庫補助金の申請（協議）額の一部のみとなった場合、市費は国庫補助金の対象となった割合分によって決まります。例えば、国からの内示が申請（協議）額のうち50%となった場合、市費負担割合も50%となります。

## 【参考2】補助金交付の例

### （例）補助対象経費が3,000万円の場合



# 1 募集概要

# 令和9年4月開所に向けた事業募集について

## (1) 事業概要

「小規模保育事業」とは、2歳までの児童を対象とし、定員6人から19人の少人数で保育を行う事業です。また、認可保育所、幼稚園、認定こども園等と、「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の受け皿の設定」の連携をすることになります。

## (2) 対象事業者

次の全てに該当し、法人格を有するものとします。

- ア 法人格を有するもの。(政治的な目的のために結成された法人、暴力団経営支配法人等を除く。)
- イ 小規模保育事業を設置・運営するにあたって、必要な資力・信用があること。
- ウ 「整備が必要な地域」に指定されているエリア、又は、「大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請」に基づく要請があったマンション開発等の計画において、整備物件を確保し、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。
- エ 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に全て該当しないこと。  
(例：不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと。)
- オ その他、市長が不相当と認める事由を有しないこと。

### 【補助対象事業者の場合】

上記ア～オに加えて、令和7年4月1日から申請時点まで継続して、認可保育所・幼稚園・認定こども園・横浜保育室・自治体の認証保育所・地域型保育事業（居宅訪問型保育事業は除く）・認可外保育施設のいずれかを良好な内容（※）で運営していること。

※ 監査結果・立ち入り調査等により重大な指摘がなされていないこと。

## (3) 小規模保育事業の要件

新たに整備する小規模保育事業は、原則次に掲げる要件を満たすこととします。

- ア 小規模保育事業A型の6人から19人までとします。
- イ 各年齢の定員は持ち上がりできる定員設定としてください。
- ウ 認可定員と利用定員は同人数で設定することとします。
- エ 定員設定にあたっては地域の保育ニーズに応じて横浜市との協議に応じていただきます。なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

## (4) 補助対象事業

事業者の所有する物件、または事業者が賃借する物件の改修に対して「整備費（工事監理費、備品費含む）」、「開所前の賃借料」及び「開所後の賃借料」について補助を行います。なお、自主財源にて整備を行うことも可能です。

## (5) 採択予定件数

申請状況等を踏まえ、予算の範囲内で採択します。

## 木材の積極的な活用をお願いします。

本市では「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき民間建築物の整備主体に対しても木材利用について可能な限り下記の取り組みをお願いします。

- 1 木造化  
施設の設置基準など木造化が適当でないと認められる場合を除き、積極的に木造化を検討してください。
- 2 木質化  
利用者の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を可能な限り行ってください。
- 3 県産木材等の利用  
木造化及び内装等の木質化に当たっては、可能な限り県産木材及び地域材（関東甲信地方に属する都県及び静岡県で生産された木材）の利用に努めてください。

※県産木材及び地域材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用してください。

URL:[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kokyokenchiku/carbon\\_neutral/mokuzai/wood-timber.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kokyokenchiku/carbon_neutral/mokuzai/wood-timber.html)

## 2 小規模保育事業整備・運営に当たっての諸条件

(1) 事業計画・運営及び仕様について .....	5
(2) 保育室等について .....	6
(3) 工事等について .....	6
(4) 近隣対応について(事業申請時に詳しくご説明いたします。) .....	7
(5) 工事施工業者等の選定(入札の実施)について .....	7
(6) 資金計画 .....	8
(7) 整備スケジュールについて .....	8
(8) 施設長、保育従事者(保育士)について .....	8
(9) 保育内容等について .....	11
(10) 連携施設の確保について .....	12
(11) 現在運営している認可外保育施設・横浜保育室から小規模保育事業へ移行する 場合 .....	13
(12) その他の留意事項について .....	13
(13) 採択にあたり条件を附すこと .....	14

## (1) 事業計画・運営及び仕様について

- ア 近隣に十分配慮した計画としてください。(園舎・園庭配置、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策、調理室からの臭気対策等)
- イ 事業計画については関係法令等を遵守してください。
- ・ 児童福祉法
  - ・ 建築基準法及び横浜市建築基準条例
  - ・ 設計・施工の際の留意事項(資料4)
  - ・ その他事業に関する関係法令・指針等全般(消防法、食品衛生法、横浜市開発事業等の調整等に関する条例、不動産登記法等)
  - ・ 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例
  - ・ 横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱
  - ・ 横浜市小規模保育事業整備補助金交付要綱
  - ・ 小規模保育事業所整備の手引き(令和8年1月版)
- ウ 横浜市との調整に備え、柔軟な定員構成に対応できるよう、可動式間仕切りを用いる等の間取り・設備を検討してください。
- エ 設計士事務所については、横浜市内での保育所の設計実績や補助金事業の実績等を考慮しながら、円滑に施設計画を履行できる事業者としてください。また、実施設計審査を行う段階においては、設計事務所との契約を締結するなどして完了検査まで同一の設計事務所が対応できる安定的な体制を取るようお願いいたします。
- オ その他要件は以下のとおりです。
- ・ 設計段階から「資料4 設計・施工の際の留意事項」記載のリスト・確認事項等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性を確保してください。
  - ・ 実施設計審査においては精度の高い状態で臨むようお願いいたします。
- ※ 例年、精度の低い状態で実施設計審査に臨み、想定よりも大幅に審査に期間を要する案件があり、工事期間及び開所日が遅れるなど看過できない事態が生じています。精度が低い場合は審査を打ち切り、補助事業としての採択を取り消す場合もございますのでご注意ください。
- ・ 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。(確認済証がない場合は、「建築計画概要書」を提出していただきます。検査済証がない場合は、「建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書」を提出していただき、検査済証受付年月日の記載があり「未記載」となっていないことを確認します。)交付を受けていない建物の場合にあつては、「既存建築物の現況調査ガイドライン」等を利用して法適合が確認できる、またはできる見込みであること。(検査済証の交付を受けていない建物の場合は、事前に担当までご相談ください。)
  - ・ 新築建物の内装改修の場合は、期日(「各種手続き等の期限・注意事項について」参照)までに、検査済証の交付及び完了検査の実施ができるよう準備を行うこと。
  - ・ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。  
(昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物又は昭和56年6月1日以降で検査済証の交付を受けていない建物の場合は、耐震判定機関等により耐震診断の評価を受け、新耐震基準を満たしていることが確認できる報告書を提出してください。報告書から新耐震基準を満たしていることが確認できない場合は、耐震判定機関等により耐震改修計画の評価を受けた耐震化工事が完了したこと、又は完了する見込みであることがわかる書類等を提出してください。)
  - ・ 補助を受けて整備する場合、実施設計内容の審査を期日(「各種手続き等の期限・注意事項について」参照)までに開始できるよう、準備を行うこと。
    - ※ 実施設計審査の開始が遅れるほど工事工期に影響が及ぶこととなるため、開所までに工事が終わらないという事態を避けるためにも期限厳守でお願いします。

- ※ 期限までに実施できない場合は、補助金の交付を受けられない場合があります。
- ※ 過去に実施設計審査等で市から指摘を受けたことがある設計事務所については、別の設計事務所に変更をしていただく場合がございます。
- ・ 土地建物を賃借して整備を行う場合には、事前協議書一式（以下、「事前協議書」という）提出時までには予約契約等、小規模保育事業として開所後10年以上利用することについて所有者から合意を得ていることが必須条件となります。なお、定期借家契約の場合は補助対象外となります。
- ・ 建物構造は、可能な限り「木造」とし、保育室等、園児が利用する場所は積極的に「木質化」に取り組んでください。

## (2) 保育室等について

- ア 保育室等、認可に当たって面積基準が定められている室の面積算定は、**有効面積**（内法面積から、下記の造り付け・固定造作物を除いた面積）とします。
- イ 保育室面積から除く造り付け・固定造作物
  - ・ 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚等
  - ・ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものは除く）
  - ・ 手洗い器、ピアノ
- ウ 保育室等の面積は、**壁芯・内法・有効の各面積**を算定してください。（異年齢を1室の保育室とする場合も、各年齢別に面積を算定すること。）  
その他の面積は、**壁芯面積**を算定してください。
- エ 屋外遊戯場は2歳児一人あたり3.3㎡以上を確保してください。面積を確保できない場合、近隣公園等（児童の歩行速度で5分程度(概ね300m以内)）があること。
- オ 0歳児を合同保育室で保育する場合は、ベビーゲート等で他年齢児と保育スペースを区画し、安全性に十分配慮した設計としてください。
- カ 園児が安全・安心して過ごすため、保育従事者が保育しやすいレイアウトにしてください。（動きやすい動線、園児に目が届きやすい等）
- キ 手洗用設備は保育室内に乳幼児用と保育従事者用を設置してください。また調理員専用の手洗用設備についても衛生管理の観点から調理室内に設置してください。
- ク 働きやすい職場づくりにむけて、保育士休憩室、更衣室（男女別）の確保をお願いします。
- ケ 駐車場を利用しない保護者の車両よる送迎は、近隣へ配慮した計画としてください。近隣住民からの要望があった際は、保護者と協議し、車による送迎を禁止するなどの対応を検討してください。
- コ 駐輪スペースも適宜設けていただくようお願いいたします。  
また、送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、違法駐輪による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じてください。
- サ 各所管庁への届け出（消防設備関係、給食設備の届け出等）は事業者の責任で手続きを行ってください。

## (3) 工事等について

- ア 工事施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意し、近隣・地域への影響に配慮してください。
- イ 完了検査前に「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施し、基準値以下であることを確認してください。（測定対象物質は7項目（ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、パラジクロロベンゼン）とし、保育室や医務室（医務スペースのある事務室含む）、食堂等子どもが長時間滞在する可能性のある居室を対象とします。）
- ウ 開所前に飲料水の水質検査を実施し、基準値以下であることを確認してください。測定

対象項目は11項目（一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機物炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度）とします。

エ 開発・宅造許可を要する土地や、特殊な事情により事前に建築許可等を要する土地で整備を行う場合、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないことが確認できるような工程表を提出してください。

#### (4) 近隣対応について(事業申請時に詳しくご説明いたします。)

小規模保育事業整備に伴う近隣対応は、申請法人の責務です。

小規模保育事業の整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等（特に隣接する住民、町内会）に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。

また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民等への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告いただきます。

近隣住民等からの要望などについては、申請法人の責任において、誠意を持って対応してください。

##### ア 申請段階

自治会町内会長、近隣住民等（特に隣接する住民や工事車両の通行に影響がある範囲）及び近隣の保育所・幼稚園等に対し、申請前に必ず「小規模保育事業の設置について申請を行う」旨や整備計画（図面、開所日、開所時間、定員数等）の説明をすること。

なお、自治会町内会長への連絡については、整備予定地の各区役所こども家庭支援課に御相談ください。

近隣に他の保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても整備計画や運営等について説明すること。その際、近隣公園の利用について当該公園を利用していることが想定される近隣園等と調整し、報告すること。

##### イ 採択後

小規模保育事業整備について選定された後、速やかに自治会町内会、近隣住民等の方々に整備計画や運営等について説明すること。

その際、保護者の送迎時の対応（駐輪・駐車等）や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。

##### ウ 工事説明

工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。

##### エ その他

近隣住民への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施にあたっては、近隣住民からの要望を汲み取り、整備・運営事業者の責任において解決を図るよう努めること。（ポスティング等による場合、事後トラブル防止の観点から施設・整備等の配置（室外機や園庭の場所等）についても併せて周知を行うことを推奨しています。

また、本市から指示があった場合には、戸別訪問または説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。

#### (5) 工事施工業者等の選定(入札の実施)について

補助金の交付を受ける工事の施工業者等の選定に当たっては、次に掲げる点を遵守してください。不正な行為や条件違反があった場合は、市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

ア 市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」、「契約の手引き」及び「横浜市補助金等の交付に関する規則」に基づいて入札等を行い、契約を実施すること。

イ 工事施工業者が必要な工期を十分に確保できるよう、市の実施設計審査や入札参加資格審査等に要する日数も考慮の上、入札等に向けた準備を進めること。

ウ 公益性・公平性の確保、法令の遵守等に特段の配慮をもって臨むこと。

- エ 工事等の前払い、部分払いの有無などの支払い条件にあたっては、指名通知書や現場説明書等に明記すること（可能な限り、前払いを設定すること）。なお、支払い割合、支払い時期については、入札後、工事契約事業者と協議して決定し契約書を作成すること。
- オ 補助事業の公益性・公平性に鑑み、次の行為は行わないこと。
- ・ 法人の役員、社員、寄附者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札等に参加させること。
  - ・ 入札等参加予定者やその関係者と事前に接触すること。
  - ・ その他公益性・公平性を損なうこと。
- カ 入札等の実施に関して疑義がある場合は、必ず市と協議すること。

【参考】※本市の改修費補助を受けて整備される場合、必ずご確認をお願いいたします。

- ・ 施設整備に関する要綱・手引きについて

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html>

- ・ 『ヨコハマ・入札のとびら』

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>

## (6) 資金計画

- ア 施設に必要となる運転資金（年間事業費の1／6以上の運転資金）を現金もしくは換金性の高い形態（普通預金、定期預金等）により保有していること。（社会福祉法人・学校法人は除く）
- 年間運営事業費は、申請時の定員数により年間で支払われる公定価格及び横浜市の独自助成である向上支援費に基づき算定してください。年間運営事業費の試算については「資料3」をご覧ください。
- イ 施設に必要となる運転資金が確保されていることを銀行の残高証明書にて確認します。（整備に必要な資金に自己資金を充てる場合は、併せて整備に必要な資金が確保されていることも銀行の残高証明書にて確認します。）
- なお、整備資金に借入金を充てる場合は、銀行等との折衝状況を報告していただき、資金の確保の確実性について確認します。また、返済が確実に見込まれるかどうかを、償還計画書をもとに確認します。
- ウ 本事業への申請時点で直近の2年連続して損失を計上していないこと。
- エ 本申請事業の他に、施設整備を予定している場合については、申請状況・資金計画について確認します。
- オ 開所当初は定員に満たないケースもあるため、余裕をもった資金計画を立ててください。
- カ 資金の管理については当該事業専用の独立した口座を設け、その他の事業の会計と区分してください。認可申請時（令和8年12月頃）までに口座を開設してください。

## (7) 整備スケジュールについて

令和9年4月1日開所を厳守すること。事業計画等、周到的な準備をお願いします。

また、工期は週休二日を前提とした実工期の算出に加え、準備期間及び後片付け期間を考慮するなど、適切に設定を行ってください。

※令和8年度内に工事（各種検査を含む。）が完了しない場合、補助対象外となります。

## (8) 施設長、保育従事者(保育士)について

ア 施設長の要件

(ア) 自主財源整備の場合

a 常勤者（※）であり、他の職務と兼務しない者であること。

（※ここでの常勤とは1日6時間以上かつ月20日以上勤務とします。ただし、給付費申請では月160時間以上を常勤としているので、ご注意ください。以下、同じ。）

- b 保育所等（※1）で2年以上常勤として勤務した経験（開所日時点）を有するか若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。  
また、保育士資格があることが望ましいです。

- (イ) 補助を受けて整備する場合  
a 保育士資格を有すること。  
b 常勤者であり、他の職務と兼務しない者であること。  
c 次のいずれかに該当すること。

- ① 保育所等において、施設長、園長又は保育責任者の実務経験を2年以上有する者。
- ② 以下のa又はbに該当する者。ただし、主任保育士として、「保育士等キャリアアップ研修」（※2）を開所までに修了している者を配置すること。  
a 第一種社会福祉事業において、施設長の実務経験を2年以上有する者。  
b 学校教育法に定める小学校において、校長の実務経験を2年以上有する者。
- ③ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を3年以上有する者。
- ④ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を1年以上有する者。ただし、開所までに「保育士等キャリアアップ研修」を修了すること。
- ⑤ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を10年以上有する者。
- ⑥ 直近4か年のうち、保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の2年以上の実務経験（※3）を有すること。

※1 保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業をいい、認可外保育施設を除く。

認可外保育施設から小規模保育事業へ移行する場合のみ当該認可外保育施設での勤務した経験も認めています。小規模保育事業の特性上、0歳から2歳の保育経験を有することが望ましいです。

※2 「保育士等キャリアアップ研修」の内、「マネジメント」及び専門分野（乳児保育、幼児保育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援）から3分野を受講すること。

※3 保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験とは、保育所等における有資格で常勤としての勤務経験とします。

#### 【その他留意事項】

- ・経験年数は、開所日時点（見込みも含む）で計算すること。
- ・保育所等での施設長経験が無いまたは5年未満の方については、こども家庭庁主催「初任保育所長等研修」を開所までに終了することを望ましい要件とします。なお、今年度の受付が終了している場合は、翌年度に開催される研修を受講してください。

#### イ 保育従事者（保育士）の要件

- ① 保育士（施設長除く、主任保育士含む）は、実務経験者を3割以上配置すること。
- ※ 実務経験者とは、  
 保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業での、保育士又は保育教諭としての実務経験が1年以上ある者とします。
- ② 原則、常勤職員とします。やむを得ず短時間職員を充てる場合には、常勤職員1人あたりの勤務時間数を上回るように、短時間職員を配置することとします。（例：月80時間の短時間職員の場合は2人分で、常勤職員の1人分として算定します。）
- ※ 短時間職員とは、次のいずれにも該当しない者をいうものとします。
- a 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者
- b 上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの

#### 留意事項

保育士を任命・雇用する際、「保育士特定登録取消者管理システム」の活用が児童福祉法上の義務となっています。

（kintoneの横浜市保育・教育施設グループウェアのアカウントをお持ちの事業者は、そちらで詳細を確認してください。）

#### ウ 給与の上限

子どもの処遇や職員の待遇に配慮するためには、施設長や職員の適正な給与水準を維持することが必要です。施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図って設定してください。

#### エ 法人又は本人都合による交代

応募後から開所までの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になることから、原則として認めません。

また、開所後3年間については、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、施設長の変更は原則（※）として認めません。

#### ※例外として認められる場合について

下記要件をすべて満たすことが必要となります。

- ・施設長が疾病、介護等により勤続が困難と判断される場合であること
- ・新施設長がアの要件を満たすこと。
- ・法人代表及び新施設長を対象とした面接を実施し、現在の施設長と同等以上の水準であるということが確認できること。

※開所後3年間の間に複数回施設長が変更となるなど円滑な運営や近隣住民との関係構築が不十分といえる場合には、3年間を経過した後の施設長変更であっても、上記要件を満たした場合にのみ変更を認めるという対応を行うこともあります。

#### オ 管理者給付について

小規模保育事業では、施設長が次の給付の要件を満たさない場合、公定価格が減算されます。なお、施設長とは別に、要件を満たす職員を給付上の管理者として配置し、給付を受けることもできますので、その場合はご相談ください。

(ア) 児童福祉事業等に2年以上従事した者（注1）又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（注2）

（注1） 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等において従事した者

(注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示

公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

(イ) 常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従している者

少なくとも1日6時間以上かつ月20日以上施設に勤務する者でなければ常時実際にその施設の運営管理の業務に専従しているとみなせず、減算の対象となります。管理者は運営管理業務に専念することが原則ですので、管理者としての役割を果たしていない状況が確認出来た場合には指導の対象となる可能性があります。

(ウ) 給付費等からの給与の支給を受けている

※ 保育のローテーションに含める場合は、対象外となり、公定価格が減算されます。

## (9) 保育内容等について

### ア 施設名称

仮称で申請いただきますが、令和9年度の保育所の利用申請に向けて、8月頃(※)に各区役所で保育所の一覧表を作成します。

そのため、8月上旬までに園名を決定していただきますようお願いいたします。

※各区役所にて作成スケジュールが異なるため、採択後にご確認ください。

### イ 保育時間(開所時間)

月曜日から土曜日まで、11時間以上を基本とします。なお、事前に区役所と協議の上、地域の保育ニーズに応じた時間設定をお願いいたします。

### ウ 休園日

休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間とします。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではありません。休日保育を実施する場合、法人都合による事業の休止は認められません。

### エ 費用負担

延長保育料、実費徴収(幼児の主食代、延長保育の実施に伴う夕食代、おやつ代等)以外の費用負担を保護者に求めることはできません。

### オ 第三者評価・自己評価

福祉サービスの第三者評価を受審し、結果を公表するよう努めてください。保育士及び保育所の自己評価は、少なくとも1年に1回は実施し、保育所の自己評価は必ず結果を公表してください。また、開所後の運営について横浜市の指導を受けた場合は従っていただきます。

### カ 嘱託医

定期健康診断等を行っていただく嘱託医を置かなければなりません。嘱託医はできるだけ小児科医としてください。それが難しい場合は、内科医としてください。歯科・内科それぞれ選定してください。なお、連携先の嘱託医と兼ねることも可能です。

### キ 給食

主食(ごはん・パン等)と副食(おかず・おやつ・牛乳等)の完全給食とします。

また、利用児童の発達状況やアレルギー等を考慮し、給食の提供(離乳食や除去食等)を行ってください。

#### 【参考】

・保育所等の給食

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/kyushoku/kyuusyoku/>

- ・食物アレルギー対応

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/kyushoku/kyuusyoku/20140220104339.html>

## (10) 連携施設の確保について

小規模保育事業では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように連携施設を確保しなければなりません。近隣の認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）実施園）、認定こども園等と下記の内容について覚書を結んでください。連携先は複数設定していただいても構いません。

なお、「保育内容の支援」及び2歳児定員全員分の進級先確保（「卒園後の受け皿の設定」の見込み（※））があることが申請の条件となります。事業申請までに整備する区の区役所こども家庭支援課に事前にご相談いただくことも可能です。

- (※) 連携先確保の見込みとは、具体的な進級人数について連携施設から口頭で同意が得られている状態を示しますが、可能な限り書面（採択を条件とした同意書等）を取り交わすようにしてください。

### ア 連携施設の役割

#### (ア) 保育内容の支援【必須】

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、地域型保育事業に対する相談や助言、その他保育の内容に関する支援等を行っていただきます。認可書類提出時（令和8年12月頃）までに必ず覚書を締結していただきます。

#### (イ) 代替保育の提供

職員が急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行います。

#### (ウ) 卒園後の受け皿の設定【必須】

利用児童（2歳児）の卒園後の受け皿の設定について、認可書類提出時（令和8年12月頃）までに必ず覚書を締結していただきます。なお、卒園後にお子さんが安心して連携先の園に入園できるよう、「ア 保育内容の支援」についても同園で結び、積極的な交流を行っていただくようお願いします。

### イ 連携施設の設定

#### (ア) 認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）実施園）、認定こども園等を連携施設として設定することが可能です。

#### (イ) 連携施設の設定には、保育・教育理念や運営方針等確認しておくことが重要です。

### 【参考】

「覚書のひな形」及び「作成例」については、下記サイトよりダウンロードができます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/renkei2022.html>

※ 覚書の記載内容については任意ですが、記入内容について注意点がありますので、「作成例」にあります「記入時の注意事項」を必ずご確認ください。

### ウ 各地域型保育事業の連携先一覧（卒園後の進級先）

各地域型保育事業の連携先（卒園後の進級先）を市HPにて公表しています。令和9年4月開所の小規模保育事業についても今後公表予定のため、採択後に速やかに覚書を締結していただきますようお願いいたします。

### 【参考】

・「各地域型保育事業の連携先一覧（卒園後の進級先）について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/renkei20190329.html>

なお、連携施設受諾促進加算（横浜市独自加算）は、他都市の状況や令和7年度末までの時限的な助成であったことを踏まえ、終了します。

## (11) 現在運営している認可外保育施設・横浜保育室から小規模保育事業へ移行する場合について

本事業の申請に際し、0、1歳児の在園児童の保護者への説明を行い、次の内容について同意を得てください。同意が得られない場合には、申請することができません。

- ア 認可外保育施設・横浜保育室の廃止に関する事
- イ 小規模保育事業の新規整備募集に申請すること
- ウ 小規模保育事業の運営に関する事（定員、開所時間、保育サービス、小規模保育事業の利用料等）
- エ 認可外保育施設の利用児童、又は助成対象児童でない横浜保育室の利用児童の場合、引き続き、園を利用できなくなる可能性があること

## (12) その他の留意事項について

- ア 「2. 小規模保育事業整備・運営にあたっての諸条件」の各項目に反することのないよう、十分ご確認ください。「2. 小規模保育事業整備・運営にあたっての諸条件」に反するなどして良好な運営がなされない場合は、小規模保育事業整備補助金の返還や保育所給付費等の一部を減額する場合があります。
- イ 【補助対象事業のみ】補助金対象事業であることを踏まえ、補助対象工事費の著しい増加を伴う華美な設計等とならないように留意してください。
- ウ 【補助対象事業のみ】整備後に補助金の対象となった個所の取り壊し又は加算を受けた事業の廃止等を行った際は、経過年数によって補助金の返還が必要になる場合があります。
- エ 施設長や運営法人の管理責任者については、本市が開催する組織マネジメント等講習を受講していただきます。（詳細は別途通知します。）
- オ 施設長及び保育者を対象とした開所前説明会を、令和9年1月から3月に開催する予定です。ご参加ください。
- カ 2(12)エ、オのほかにも本市指定の研修等を受講していただく場合があります。
- キ 社会福祉法人及び学校法人以外の法人が認可を受ける際は、「運営委員会」の設置が必要です。運営委員会とは、当該事業所の設置者からの相談対応や、意見を述べる委員会のことで、委員は社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者、及び実務を担当する幹部職員等で構成します。
- ク 整備計画地の周辺に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条」にあたる営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があり、当該施設とトラブルになることも考えられます。この場合は申請を受理できないこともありますので、予め充分なご確認をお願いいたします。

(参考法令等)

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（神奈川県）

ケ 土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれと考えられるため、神奈川県が順次、市全域で区域指定しています。このため、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、原則

として新たな整備計画地とすることはできません。

整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで、必ずご確認をお願いいたします。

(参考法令等)

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)
- ・神奈川県土砂災害情報ポータル  
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>
- ・横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=63>

コ 建設市況の影響による、人材・資材（特に鉄骨部材）への需給状況を十分に考慮した合理的な設計と、確実な調達先の確保等、整備計画に支障のない計画とし、開所時期に遅れが生じないようにご注意ください。

サ 整備計画地に、都市計画道路など、市等で進める他の事業計画がある場合、申請を受理できない場合があります。ご確認のうえ、該当する場合は事前にご相談ください。

シ 当該申請による事業採択が、認可を確約するものではありません。年末から年度末にかけて認可書類を提出していただき、内容を確認したのち、認可します。

ス 施設において、宗教の教義を広めるための儀式行事や信者を教化育成することを目的とする活動は行わないでください。また、政治上の主義を推進することを目的とする活動も禁止されています。

セ こどもの人権を守るために、見通しのよい配置計画とすることや、施設の状況に応じたパーテーション、簡易更衣室、カメラの設置等の工夫を行ってください。

ソ 申請関係書類は情報公開の対象となります。

タ 同一エリアで整備予定か所数を超える申請があった場合は、「4（3）選考について」に基づいて審査し、評価の高い事業者を採択します。

チ 横浜市の行う指示・指導に対して、誠実に対応していただくこととします。

ツ 採択後、各種手続きについて市が提示する期限を遵守してください。

テ 地域活性化に貢献する施設等の設置促進を目的とした空家の改修費用に対する補助制度を使用できる場合があります。詳細は、横浜市建築局住宅部住宅政策課（045-671-4121）にお問い合わせください。

【参考】

- ・「空家の改修等補助金（地域貢献型）」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/akiyatiikikoken.html>
- ・「空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/kanikaisyu.html>

### (13) 採択にあたり条件を附すこと

ア 事業計画書の内容のとおり、事業を進めること。また、当該事業募集要項で提示した内容を遵守すること。なお、事業推進にあたって、疑義及び事業計画に変更が生じる見込みのある場合は、あらかじめ横浜市と協議すること。

イ 採択後の近隣及び保護者対応については、法人が責任を持って対応すること。また、採択後速やかに事業計画及び工事概要等を近隣住民等に説明し、指定の様式で市に報告すること。

ウ 施設長を補佐する体制を強化すること。特に主任保育士を選定する場合は、豊富な知識・

経験を有した人材をもって充てること。

- エ 「保育士の確保」については事前に具体的な計画を立てること。また、保育士の確保状況について、開所前年度10月以降に本市が実施する保育士確保状況調査に応じること。
- オ 施設長予定者や運営法人の管理責任者については、本市が開催する組織マネジメント等講習を受講し、保育の質及び施設運営の向上を図ること。
- カ 施設長予定者については、本市が開催する子どもの人権や保育に関する研修等、指定する研修を受講し、保育の質の向上を図ること。
- キ 開所までの間、施設長として必要な知識・技術を習得させること（研修・OJT）。育成状況については、市が指定する様式により報告すること。また、必要に応じて施設長に市が実施する面談を受講させること。
- ク 保育理念、保育指針に基づいた保育が実施できるよう、開所までに保育士の研修等の準備期間を十分に確保すること。
- ケ 本市が派遣する園内研修・研究サポーターを受け入れること。
- コ 原則、開所後3年間は施設長を変更しないこと。
- サ 安定した保育を提供するため、職員の配置換えについては、特段の理由がない限り短期間での異動は行わないよう努めること。
- シ 施設長及び職員等の給与については、適正な給与水準を維持すること。また、施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図り、設定すること。
- ス 法人・施設の会計処理を適正に処理すること。
- セ 監査通知等において指摘された改善を要する事項については早急に是正すること。
- ソ 開所後に施設運営の継続が困難となるまたはそれが予見されるなどの場合は、速やかに市に報告・相談するとともに、在園児に不利益が生じることのないよう誠実に対応すること。
- タ 整備予定地の地域性についてよく理解し、子育て支援に向けた取組みを進めること。
- チ その他、横浜市が求めることに対して、協議に応じること。

※上記以外にも採択後に条件を追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

# 3 補助制度

## 施設整備にかかる補助制度について

「横浜市小規模保育事業整備補助金交付要綱」に基づいて申請してください。

令和9年4月開所に向けて、国費の補助基準額の改定に伴い、整備費の対象経費の上限額が4,131万9千円から2,719万3千円に減額となります。

整備費	<p>【対象経費】</p> <p>ア 施設整備費（改修費、設備整備費）            ※ 外構工事等補助の対象とならない工事もありますので、ご注意ください。</p> <p>イ 工事監理費（ア補助対象施設整備費の2.6%に相当する額を限度）</p> <p>ウ 備品費（1品5千円以上が補助対象。定員数×32,000円（上限））            上記備品費の他、休憩室等に必要な備品費（30万円（上限））</p>	<p>【上限額】</p> <p>※ア～ウ合算  <u>上限2,719万3千円</u></p>
	<p>【加算】</p> <p>ア 0歳児未設定加算            ※ 0歳児定員を設けない場合に加算します。            ただし、1歳児定員を設定しない場合は加算対象外とします。</p> <p>イ 休憩室等設置加算            ※ 休憩室等（保育者のための休憩室・更衣室や、職員同士のコミュニケーションを図る場及び職員面談等を行う場としての機能を有する居室）の機能を備え、専用に区画された居室を6㎡以上確保した場合に加算します。</p>	<p>【加算額】</p> <p>※上記上限額に上乗せ</p> <p>ア <u>300万円</u></p> <p>イ <u>100万円</u></p>
	<p>【補助率】 市長が認めた対象経費の4分の3とします。</p>	
	<p>【補助限度額】（上限額※+加算額）×補助率 ※対象経費が上限額を下回る場合は対象経費&lt;&lt;加算なし&gt;&gt;</p> <p>2,039.4万円（2,719万3千円×3/4）</p> <p>&lt;&lt;加算あり（ア・イ両方適用した場合）&gt;&gt;</p> <p>2,339.4万円（3,119万3千円×3/4）</p>	
開所前賃借料	<p>【対象経費】</p> <p>・月額賃借料            当該施設における【令和8年4月以後】の賃借料発生日から開所日前日までの月額賃借料。（賃借料免除期間は補助対象外です。）</p> <p>・礼金：月額賃借料6カ月分までの金額            ※ 貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄付者等特別の関係である場合は、補助対象外となります。</p> <p>※施設整備費が補助対象でない場合には補助することができません。</p>	<p>【上限額】</p> <p>月額賃借料：30万円            礼金：月額賃借料（上限30万円）×対象経費にあたる期間（上限6カ月）            （例）対象経費が月額賃借料4カ月の場合は、月額賃借料（上限30万円）×4カ月分</p>
	<p>【補助率】 市長が認めた対象経費の4分の3とします。</p>	
	<p>【補助限度額】 上限額※×補助率</p> <p>※ 月額22万5千円（賃借料・礼金とも共通）            対象経費が上限額を下回る場合は対象経費。            ただし、1カ月に満たない月は実日数にて日割計算とします。</p>	
開所後賃借料	<p>【対象経費】</p> <p>・月額賃借料            当該施設における開所後から10年間の月額賃借料。            ※開所後賃借料のみを補助することはできません。</p>	
	<p>【補助額】</p> <p>補助基準額80万円から公定価格の賃借料加算額を差し引いた額            ただし、賃借料が公定価格の賃借料加算額を超えない場合には、開所後の賃借料補助の対象となりません。</p>	

**【補助金額の算出例】**

家賃 850,000 円、入所人数 19 人の場合

公定価格（賃借料加算額）：28,600 円×19 人＝543,400 円

補助額：800,000 円（補助上限額）－543,400 円＝256,600 円／月

※令和 7 年度公定価格単価表を基に算出

(注)・市が完了検査を行い、必要と認めた額を交付します。申請額と異なることがありますので、ご注意ください。

・令和 8 年度内に工事（各種検査を含む。）の完了、備品納品が確認できない場合は原則補助対象外となります。

・1,000 円未満の端数があるときは切り捨てとなります。

・工事監理費を補助対象とする場合は、設計と工事監理を同一設計事務所で行う場合も、設計業務委託（補助金交付対象外）と工事監理業務委託（補助金交付対象）を分けて、それぞれ契約してください。

# 4 申請方法

(1) 事前協議書の提出について .....	20
(2) 面接について .....	21
(3) 選考について .....	22
(4) 選考結果の通知について .....	22
(5) その他 .....	23

## (1) 事前協議書の提出について

### ア 事前相談について

※申請を希望される場合は、必ず事前相談にお越しください。

※来庁される際は、電話でのご予約をお願いいたします。

(問い合わせ先・ダウンロードアドレス一覧参照)

### (ア) 事前相談前に確認が必要なこと

- ・ 建築基準法を遵守していること。
- ・ 期日(「各種手続き等の期限・注意事項について」参照)までに完了検査を実施できること。
- ・ 「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」及び「横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱」に適合するものであること。
- ・ 屋外遊戯場が整備できない場合は、付近の公園までの距離と経路  
(整備予定地から概ね300m以内であること)
- ・ 2方向避難が確保されていること。  
(保育室を2階以上に設置する場合は、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第29条第9号の要件を満たすこと)

### 【既存建物改修の場合】

- ・ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。  
(昭和56.5.31以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済のもの)

### 【新築建物の内装整備の場合】

- ・ 開発・宅造許可を要する土地案件の場合、開所日に向けて、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないこと。

### (イ) 事前相談の際に必要な書類

- ・ 整備を計画している小規模保育事業の案内図(屋外遊戯場や付近の公園の位置が分かるもの)、配置図、平面図
- ・ (既存建物の場合) 建築確認済証及び検査済証の写し  
又は、検査済証交付年月日の記載があり、「未交付」と記載されていない「建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書」
- ・ 開所までのスケジュール(各種申請・工事関係工程、開所準備期間を反映したもの)

### (ウ) 提出方法・提出先

- ・ 電話でご予約及び事前にPDF等のデータを送信していただいたうえで、相談にお越しください。

※直接お越しいただくことが困難な場合はご相談ください。

#### ・ 提出先

横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所13階

こども青少年局こども施設整備課

電話：045-671-4146

Eメール：kd-seibi@city.yokohama.lg.jp

(最寄駅) みなとみらい線馬車道駅

JR桜木町駅もしくは市営地下鉄桜木町駅

## イ 提出書類

原則として、データを電子メール送付でご提出ください。

※ ファイル名について

各資料のファイル名は次のとおりとしてください。

「資料番号\_添付資料名\_日付(状況)」

→例1:「01\_法人の履歴事項全部証明書\_0701(提出)」

「12\_開所までのスケジュール\_0401(再提出)」

※ 電子メールによる資料送付は、市役所のメールサーバーの仕様により添付ファイルの容量上限が7MBとなります。容量を超える場合は、大容量ファイル転送サービスをご案内しますので、メールにてご連絡ください。頂いたメールアドレス宛にアップロード先 URL のご案内を致します。

※ 電子データでのご提出が困難な場合は、ご相談ください。

※ 不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえご提出ください。

### 【事前協議書等の様式掲載ページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/chikigata/>

※申請する募集のページからダウンロードしてください。

## ウ 提出期限

令和8年4月3日(金)

## (2) 面接について

申請案件ごとに面接を実施いたしますので、ご予約いただきますようお願いいたします。

### ア 実施時期

「各種手続き等の期限・注意事項について」をご確認ください。

※ 詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

※ 日時はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。

### イ 場 所

横浜市庁舎(別途ご案内します)

### ウ 出席者

(ア) 法人代表(法人役員による代行可)

(イ) 施設長(必須)

### エ 面接の内容について

「4(3)選考について」(P22)のとおり

### (3) 選考について

補助対象法人（物件）は、保育需要、事業計画、組織体制、運営状況等を総合的に審査して選定します。

評価項目	評価細目	
1 法人の体制	(1) 法人又は既存施設の所在地 (2) 法人の財務状況 (3) 監査結果及び改善の状況	
2 既存施設の運営状況等	(1) 職員構成 (2) 監査結果及び改善の状況 (3) 運営内容の評価等 (4) 保育の効率化（ICT 導入状況）	
3 資金計画	(1) 資金の確保状況 (2) 償還計画の確実性	
4 整備計画（ハード）	(1) 交通アクセス (2) 周辺環境 (3) 保育室の階層 (4) 休憩室の設置状況 (5) 衛生設備の設置状況 (6) 医務室（医務スペース）の設置状況 (7) 屋外遊戯場の状況	
5 整備計画（ソフト）	(1) 施設長の適格性・継続予見性・低年齢児の保育経験 (2) 事業計画 (3) 類型 (4) 給食提供方法 (5) 連携施設設定の内容 (6) 連携施設との距離 (7) 進級先の確保	
6 計画定員	(1) 定員規模 (2) 定員構成	
7 整備手法	小規模保育事業整備補助金の活用有無	
8 面接 (法人代表者及び施設長予定者)	(1) 保育方針・施設運営の方針	保育理念、指針・要領等の理解度 等
	(2) 人材確保・育成方針、キャリアパス	人材確保策、施設長・保育士等に対する人材育成の考えと具体案 等
	(3) 地域対応・交流、苦情解決、保護者対応	地域対応・交流の考え方、苦情等の対応と責任 等
	(4) 安全対策、防犯対策、事故時等の対応	事件・事故発生時における対応の理解度及び施設管理の考え方 等
	(5) サポート体制・能力等	法人のサポート体制及び施設長としての資質（責任性、コミュニケーション力、熱意等）

### (4) 選考結果の通知について

申請者あてに書面で通知します。

※ 選定された法人は、すみやかに設計作業等に着手してください。

## (5) その他

- ア 申請する物件については、必ず現地を確認してください。確認の際は、近隣住民の迷惑とならないようご注意ください。また、申請後、面接前までに申請物件の現地調査をさせていただきます。
- イ 申請した施設長予定者の法人側の事情による変更は、原則として認めません。
- ウ 今回提出していただく「事前協議書」は返却いたしません。(本事業の目的以外には使用しません。)
- エ 設置者が現在運営している施設について、市が現地調査を行うことがあります。
- オ 「小規模保育事業整備・運営に当たっての諸条件」以外にも、いくつかの条件を決定後に追加することがありますので、あらかじめご了承ください。
- カ 法人の財務状況について、本市からヒアリング等をする場合があります。

# 問い合わせ先 ・ ダウンロードアドレス一覧

## (1) 問い合わせ先

お問い合わせいただく内容により、下記担当までご連絡ください。

■ 令和9年4月に向けた新たに受入枠確保が必要な重点地域（新規整備型）に関すること

【担当窓口】横浜市こども青少年局 保育対策課

【電話番号】045-671-4469

【メールアドレス】[kd-hoikutaisaku@city.yokohama.lg.jp](mailto:kd-hoikutaisaku@city.yokohama.lg.jp)

■ 事前相談の予約、申請要件や施設の基準等に関すること

【担当窓口】横浜市こども青少年局 こども施設整備課

【電話番号】045-671-4146

【メールアドレス】[kd-seibi@city.yokohama.lg.jp](mailto:kd-seibi@city.yokohama.lg.jp)

## (2) ダウンロードアドレス一覧

ア 様式ダウンロード

「事業申請書」「資料様式」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/chikigata/>

イ 「小規模保育事業所整備の手引き」

小規模保育事業整備にあたっての基本的な事項について記載されています。

(「横浜市民間保育所設置認可等要綱」や「厚生労働省関係(抜粋)」等を掲載しています。)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibinotebiki.html>

ウ 「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」

「契約の手引き」

「設計審査及び工事検査の手引き」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html>

エ 「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kokyo/sickhouse/guidelines.html>

[html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kokyo/sickhouse/guidelines.html)

# 5 資料

- 資料 1 基準条例に基づく基準
- 資料 2 小規模保育事業 申請要件〈チェックシート〉
- 資料 3 給付費について
- 資料 4 設計・施工の際の留意事項
- 資料 5 横浜市保育士宿舎借上げ支援事業 令和 8 年度のご案内
- 資料 6 保育所等の情報紹介サイト「えんみつけ!」のご案内 (令和 7 年度)
- 資料 7 かながわ保育士・保育所支援センターのご案内
- 資料 8 年度限定保育事業のご案内 (令和 8 年度)
- 資料 9 えんさがしサポート★よこはま保育のご案内
- 資料 10 適正な工期の設定、週休 2 日の確保、施工時期の平準化に関するお願い

## 【基準条例に基づく基準】

類型		A型
対象年齢		0～2歳児
定員規模		6～19人
設置主体		法人
保育 従事者	資格	保育士
	職員 配置	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1 ※上記により算出した職員数に保育士を1名追加配置が必要。
保育室等	設備	【0・1歳児】乳児室又はほふく室 【2歳児】保育室
	面積	【0・1歳児】1人 3.3㎡以上 【2歳児】1人 1.98㎡以上
屋外遊戯場	設備	屋外遊戯場 ※公園や専用敷地があれば代用可能。(児童の歩行速度で5分程度。概ね300m以内。(実測))
	面積	2歳児1人当たり3.3㎡以上
給食	給食	原則、自園調理(調理業務の委託や連携施設等からの搬入も可)
	設備	調理設備(通常のキッチン設備を基に、定員相応の内容) ※調理業務の委託や連携施設等からの搬入の場合も、加熱、保存、配膳等の調理機能が必要。 ※連携施設等から搬入の場合、搬入した給食や検食を保存するための冷凍冷蔵庫(冷凍目安容量70L以上)が必要。
	職員	調理員 ※調理業務を委託する場合及び連携施設等からの搬入の場合は不要。
耐火等		保育室等を2階以上に設置する場合 【防災】消火器具、非常用警報器具、手すり等の乳幼児転落防止設備 【耐火】建築基準法に規定する耐火又はイ号準耐火建築物であること
	避難	認可保育所の基準に準ずる
連携		【連携内容】「保育内容の支援」「代替保育」「卒園後の受け皿の設定」 ※「保育内容の支援」「卒園後の受け皿の設定」については、認可までに締結すること。 【連携施設】保育所、幼稚園、認定こども園等

# 小規模保育事業 申請要件 <チェックシート>

資料 2

申請に当たっては、次に掲げる必須要件の全てに合致することを確認して下さい。

望ましい要件は審査項目となることがありますので、できる限り満たして下さい。

資料6もあわせて確認してください。

項目		必須要件		望ましい要件	
経営	社会的信望	<input type="checkbox"/>	2ページ 1(2)の内容に該当すること。		
運営実績		<input type="checkbox"/>	補助 令和7年4月1日から申請時点まで継続して、認可保育所・幼稚園・認定こども園・横浜保育室・自治体の認証保育所・地域型保育事業(居宅訪問型保育事業は除く)・認可外保育施設のいずれかを運営していること。		
経営の安定性	設置者の財政状況	<input type="checkbox"/>	特に経営状況において懸念される点がないこと。(2年連続の赤字(損失計上)など)	<input type="checkbox"/>	決算における売り上げ及び純利益が3年続けてプラスであること。
	施設の運転資金	<input type="checkbox"/>	設置者が、小規模保育事業の年間運営事業費の6分の1(約2か月分)以上の額を安全性があり、かつ換金性の高い預貯金等(普通預金、定期預金等)により保有していること。	<input type="checkbox"/>	整備費に借入れがないこと。
建物・土地	建物の権利関係	<input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当すること。 (1)自己所有 (2)賃貸借の場合、定期借家契約でないこと。また、賃貸借期間が賃貸借契約において開所後10年以上もしくはそれと同等と認められる契約をされていること。	<input type="checkbox"/>	
	土地の権利関係	<input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当すること。 (1)自己所有 (2)賃貸借期間が賃貸借契約において開所後10年以上もしくはそれと同等と認められる契約をされていること。	<input type="checkbox"/>	定期借地権契約でないこと。
事業所の構造設備面積等	構造設備	<input type="checkbox"/>	新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。(昭和56年以前に完成した建物の場合、耐震診断を実施し、問題がないこと。又は補強済みであること。)		
	建築確認手続	<input type="checkbox"/>	確認済証及び検査済証取得済みもしくは取得予定の物件であること。(検査済証の無い既存建物については、 <u>法人が法適合を証明できること。</u> )		
	採光	<input type="checkbox"/>	採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積が、その居室の床面積に対して1/5以上であること。		
	乳児室 又は ほふく室	<input type="checkbox"/>	0、1歳児1人あたり、3.3㎡以上あること。(固定家具等を除いた有効面積) 0歳児と1歳児を同じ部屋で保育する場合には区画されていること。		
	保育室 又は 遊戯室	<input type="checkbox"/>	2歳児1人あたり、1.98㎡以上あること。(固定家具等を除いた有効面積)		
	便所・便器	<input type="checkbox"/>	(1)便所は、保育室・調理室とは部屋として区画されていること。	<input type="checkbox"/>	・調理職員専用の便所が設置されていること。
(2)便器は、児童10人あたり1個以上あること。 (3)児童用と職員用とがあり、衛生面への配慮から各便所内に手洗いを設けること。 (ロータンク手洗いのみは不可)。			<input type="checkbox"/>	・汚物処理設備の設置があること。	

	調理室・調理設備	<input type="checkbox"/>	(1)調理室を設ける場合、保育室等と隔壁等で区画し、衛生面で問題のないこと。 (2)連携施設等から給食を搬入する場合でも、加熱、保存等の調理機能が必要。			
	手洗用設備	<input type="checkbox"/>	(1)調理室内に、衛生管理の観点から調理員専用の手洗用設備が設置されていること。 (2)汚物等を扱う部屋には、衛生面への配慮から手洗い設備を設けること。 (3)幼児の生活習慣の指導が行えるように、保育室内にも手洗用設備を設置されていること。			
	医務室	<input type="checkbox"/>	静養又は隔離機能をもつ「スペース」であること。			
		<input type="checkbox"/> 補助	静養又は隔離機能をもつ「部屋」であること。 事務室等との兼用可			
	休憩室等			<input type="checkbox"/>	保育士休憩室や更衣室(男女別)の確保があること。	
	避難	<input type="checkbox"/>	保育室全体として2方向避難が確保されていること。 保育室を2階以上に設置する場合は、基準条例第29条第9号の要件を満たすこと。	<input type="checkbox"/>	入口とは別方向に避難できる避難口がある。	
	屋外遊戯場	<input type="checkbox"/>	2歳児1人につき3.3㎡以上あること。 屋外遊戯場を有しない場合、児童の歩行速度で5分程度(概ね300m以内)の場所に公園等があること。距離は実際の歩行ルートで計測すること。	<input type="checkbox"/>	専用の屋外遊戯場を確保すること。	
駐車場			<input type="checkbox"/>	ビルの1階テナントに整備する場合など、外壁面ガラス張りの保育室と駐車スペースが近接しているような場合は、バリカー(車止めポール)など堅牢な構造物を設置して車の誤突入を防止するような措置を講ずること。		
事業所の状況等	施設長 ※原則3年間は変更を認めません	<input type="checkbox"/>	8ページ 2(8)アの(ア)自主財源整備の場合に該当すること。	<input type="checkbox"/>	3歳未満児の保育経験があること。	
		<input type="checkbox"/> 補助	9ページ 2(8)アの(イ)に該当すること。			
	保育従事者	<input type="checkbox"/>	(1)必要となる保育従事者全てが保育士資格を有すること。 (2)原則、常勤職員であること。			
	調理員	<input type="checkbox"/>	調理員を配置している、又は認可までに配置できること(連携施設等からの搬入や調理を委託する場合を除く)。	<input type="checkbox"/>	調理師資格または栄養士資格を持った調理員を配置している、又は認可までに配置できること。	
	開所時間	<input type="checkbox"/>	平日・土曜日ともに8時間以上開所すること。			
<input type="checkbox"/> 補助		平日・土曜日ともに11時間以上開所すること。				
連携施設	<input type="checkbox"/>	保育内容の支援及び卒園後の受け皿について2歳児全員分の進級先確保の見込みがあること。(別々の園で連携することもできます。) ※令和8年12月までに覚書を締結してください。	<input type="checkbox"/>	保育内容の支援についても卒園後の受け皿となる全ての連携施設と締結すること。		

## 給付費について

保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格に基づき給付費をお支払します。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額（児童一人当たりの単価）と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。詳しくは下記のサイトをご覧ください。

利用者負担は横浜市が保護者の所得に基づき決定した金額を徴収していただきます。

### 【参考サイト】

・令和7年度公定価格単価表

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html>

・試算ソフト(令和4年10月1日時点版)の掲載先 URL

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha#soft>

※申請にあたり、より詳細に試算したい場合は、ご連絡ください。

## 設計・施工の際の留意事項

令和7年1月版

■以下のリスク・確認事項等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性を確保してください。

■対応困難な項目がある場合は、こども施設整備課担当者までご相談ください。

リスク	確認項目	対応策（例）
転落	<input type="checkbox"/> 屋上園庭、バルコニー、階段などにこどもが転落しそうな隙間、場所が無いかな。	・隙間を塞ぐ、小さくする 等
	<input type="checkbox"/> 屋上園庭のフェンスは乗り越えられない仕様となっているか。（高さ、形状）	・フェンス上端を折り返す(忍び返し等)、足掛けができないようパネルを張る 等 ・高さは概ね1.8m以上とする(上端を折り返してあれば高さは概ね1.5m以上) ・縦格子形状の場合、間隔は11cm以下とする。
	<input type="checkbox"/> 階段や掃出し窓には転落防止措置が取られているか。 ※日常的に使用するバルコニーやテラスにつながる外部階段も含む。	・階段の昇降部分に木柵※等の設備を設置する ・階段等の段について容易に識別できるように、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくするなど、工夫する ※柵の高さは概ね1.2m以上とし、鍵をこどもが容易に開けられない構造とする ※昇降部分に設置できない場合は、至る経路に侵入防止柵(ベビーゲート等。高さ90cm程度)を設置し階段に容易に近づけない構造とする ※上階に保育室等がない場合でも昇り口に設置すること ・階段に通じる保育室等の出入口を施錠できる構造とし、階段に容易に近づけない計画とする 等 ※施錠位置の高さは概ね1.4m以上とする
飛び出し	<input type="checkbox"/> 保育室等の施錠位置はこどもの届かない場所に設置されているかどうか。	・出入口はオートロック(モニタ付き)設備を設置する 等 ・保育室等の施錠位置はこどもの手が届かない高さ(概ね1.4m以上)とする 等
	<input type="checkbox"/> 敷地の出入口に飛び出し防止措置が講じられているか。 <input type="checkbox"/> 外周部分フェンスに隙間などはないか。 <input type="checkbox"/> フェンスを乗り越えられないか。（高さ、形状）	・敷地の出入口にフェンス、門扉等を設ける ・間を塞ぐ、小さくする 等 ・フェンス上端を折り返す、足掛けができないようパネルを張る 等
	<input type="checkbox"/> 自動ドアの場合、センサーはこどもに反応しない高さとなっているか。	・センサーの高さを変更する ・タッチ式の場合、こどもの手が届きづらい位置とする 等
指挟み	<input type="checkbox"/> こどもの指が入りそうな隙間がないか。（引き違い戸の建具間含む）	・極力、隙間を生じさせない もしくは巻き込まれないように空ける ・隙間をシーリング等で塞ぐ 等
	<input type="checkbox"/> こどもが出入りする部屋の扉や窓に「指はさみ防止措置※」がされているか。 ※保育室の出入口、収納扉、児童用トイレ、ベビーゲートなどこどもが通常出入りする場所等 ※こどもが手の届かない腰窓など、怪我リスクが低い窓については、確認不要	・こどもの指が挟まれない高さの「指挟み防止」を設置する ・ソフトクローズの措置をとる ・フィンガーガードを設置する ・ストッパーを設置する ・挟みこみ部のカットや蝶番部の隙間をなくす ・引戸の取手と枠の位置を調整する ・引戸の戸尻の隙間をなくす 等 ※防火戸等指挟み防止措置金物等が設置できない場合(扉に加工すると認定品でなくなる)には、閉まる速度等を調整する。 ・ハンガードアと床の隙間にも留意
	<input type="checkbox"/> エントランスドア(特に自動ドア)は戸袋に挟まれない構造となっているか。	・こどもが挟まれないように柵の設置する 等
	<input type="checkbox"/> 保育室等の扉にこどもが手を掛けた状態にもかかわらず扉を開けることはないか。	・保育室等の開き戸、引き違い戸ともに反対側を目視できるように下部にのぞき窓を設置

		<ul style="list-style-type: none"> <li>する等、扉を開閉する際に児童がいないか確認できる構造とする</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 壁・床の点検口(フック等)はこどもの手の届かない位置に設置されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物入れや収納等の中に収める</li> <li>・床点検口枠に触れた時に引掛りが生じない</li> <li>・フック等は指挟みにならない構造にする等</li> </ul>
飛散	<input type="checkbox"/> ガラス・鏡は、飛散防止措置(強化ガラス、網入りガラス、アクリル製も可)がされているか。 (地震時の破損、こどもの追突などを想定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理室のガラスはアクリル製としない</li> <li>・外気面のガラスには目隠しフィルム等を貼る(後付けすると日差し等の熱により膨張し破裂する恐れがある場合もあるので注意)</li> <li>・こども目線のガラスには衝突防止用シール等を貼る</li> <li>・シースルーカラー等採光に配慮する 等</li> </ul>
怪我	<input type="checkbox"/> エレベーターはこどもが自由に操作できる状況ではないか。 ※給食用小型昇降機にも注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもが室内側の昇降ボタンを操作できないように操作パネルに鍵を設置する</li> <li>・エレベーター前に侵入防止柵を設置する等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 建具・床の木部のささくれ、角端部、突起物がないか。 <input type="checkbox"/> 壁や金属の角端部などに鋭利な部分がないか。 ※エントランスの事務室カウンターの角なども注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕上げを円滑にする</li> <li>・角面をとる／コーナーガード設置する 等</li> <li>※R加工の場合、基本的に10R以上</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 手洗い器下部(配管部分)がむき出しでこどもが触ることにより怪我をしないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カバーを取り付ける 等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 消火器等がむき出しで、こどもが触ることにより怪我をしないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁埋込や、上部から持ち上げて取り出すなどこどもが容易に触れないように設置する等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 画びょうの使用を前提とした掲示スペースとなっていないか。 <input type="checkbox"/> ブラインドやロールカーテン、排煙窓のひも部分がこどもの手の届かない位置にあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マグネット式の掲示板にする 等</li> <li>・首に絡まないように、ひもを切り詰め短くする 等</li> </ul>
感電	<input type="checkbox"/> コンセントがこどもの手が届く低い位置に無いか。 (保育室、園庭部分のみで可) ※医務スペースが事務室にある場合はこどもの手の届く範囲について配慮されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面上部(概ね高さ1.4m以上)に設置する</li> <li>・配線工事対応が困難であれば、感電防止コンセントカバーやシャッター付きのものを設置 等</li> <li>※コンセントキャップは、不可(誤飲リスクあり)</li> </ul>
地震	<input type="checkbox"/> 転倒、動きそうな可動家具はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具の転倒防止、可動家具の固定方法確認等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 落下したらこどもが怪我をしそうな大きな備品などが棚のうえなどに置かれていないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棚の上に重いものを置かない</li> <li>・軽微なものを置く際は滑り止めを設置する等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 吊戸棚等、高い位置にある収納の中身が飛び出してこないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震ラッチ(ストッパー)等を設置する 等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 照明器具が蛍光管の場合、落下防止措置は、されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光管落下防止カバー 等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 防災備蓄品(3日分必要)を保管するスペースはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉庫を設置する 等</li> </ul>
転倒	<input type="checkbox"/> 建物周囲は雨や水遊び等でぬれた場合でも滑りづらいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滑りづらい素材で仕上げる 等</li> </ul>
不審者対策	<input type="checkbox"/> 不審者の侵入に対策がされているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門扉の電子錠化や、手の届かない位置にサムターンがあるなど、外部から容易に開けられない構造とする</li> <li>・防犯カメラを設置する 等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 園庭(特にプール遊び場)について、外部からの目隠しができているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目隠しフェンスを設置する</li> <li>・植樹をする 等</li> </ul>
車両の誤突入	<input type="checkbox"/> 1階保育室に車両等が誤って突入してこないような措置ができていないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・U字ガードレール設置する</li> <li>・バリカー(車止めポール)など堅牢な構造物を設置する 等</li> </ul>
感染症	<input type="checkbox"/> 便所の数は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個以上とする</li> <li>・調理職員用便所は専用とし、職員・来客と</li> </ul>

	<input type="checkbox"/> 手洗い設備は適切か。	<p>兼用としない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から各便所内に手洗いを設置する</li> <li>・ ※児童用と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可</li> <li>・ ※ロータンク手洗いのみでの対応は不可</li> <li>・ 保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が行えるようなるべく保育室内に設置する</li> <li>・ 調理室内に、調理員専用の手洗いを設置する</li> <li>・ 汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から手洗いを設置する 等</li> </ul>
近隣問題	<input type="checkbox"/> 空調機の室外機や調理室の給排気は、設置位置や方向が近隣に影響がない計画になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、設置位置や方向を決定する</li> <li>・ 室外機外周への防音パネルの設置、排気ダクトの延長 等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 窓の位置は、近隣へ配慮した場所であるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣に配慮し、窓の位置を決定する</li> <li>・ 型ガラス等を採用、目隠しフィルムを貼る、ブラインドを設置する 等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> バルコニーや屋上園庭の位置は、近隣へ配慮されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、目隠しパネルや防音パネルを設置する等</li> <li>・ ※フェンスに後付けで目隠しシート等を貼る場合は耐風圧に注意</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 屋外遊戯場等の表面仕上げは飛散しにくいものか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飛散しにくい仕上げ材を採用する 等</li> </ul>
設備の不備	<input type="checkbox"/> ドアや手すりが頑丈についているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 完成後に実際に揺すってみるなど、取付けの状況を確認する 等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> ドア・窓のサッシ等の開閉はスムーズか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 完成後に実際に開閉してみるなど、建付けの状況を確認する 等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> カーテン、じゅうたん等、掲示板は防災物品になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所は消防法上の特定防火対象物であるため、カーテン、じゅうたん等、掲示板は防災物品の必要がある</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 保育室等を3階以上に設ける場合、以下の要件を確認。 ① 調理室の建具は特防か。 ② 壁及び天井の仕上げは不燃材料か。 ③ 建具等で可燃性のものは防災処理が施されているか。 ※1・2階も保育所である場合には、1・2階も適合しているか確認。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準条例第42条(7)エ・オ・クに対する適合確認</li> <li>・ 3階以上にある保育室等だけでなく、すべての階の仕上げ・建具等が対象</li> <li>・ ②は壁の1.2m以下も対象だが、窓枠・巾木等は対象外</li> <li>・ ③は表面材が建築基準法に基づく難燃材料、若しくは消防法に基づく防災性能を持つ材料で全面が覆われていること、または薬品による防災処理が全面に施されていることとする。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 調理室の空調設備は戸を閉めた状態で稼働させたときに音が気になったり、開閉が重くなったりしないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育に支障があると感じた場合には、風量調整等で調整ができるようにする 等</li> </ul>
遊具での事故	<input type="checkbox"/> 大型遊具は安全なものが選定されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型遊具は「遊具の安全に関する規準 JPF A-SP-S:2014」に適合していることを原則とする</li> <li>・ ※大型遊具：ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、複合遊具、その他これに類するもの</li> <li>・ ※認可時にSP表示認定企業が取り扱う製品か確認します</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 保育者、施設管理者が大型遊具の使用方法、点検方法等を理解しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計・施工者が、引き渡し時に使用上の注意、日常点検・定期点検についてしっかりと説明を行うこと</li> </ul>

その他	<input type="checkbox"/> 完了検査までに保育室内VOC検査、水質検査を完了し、規定値以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値を上回る場合は、保育室の使用開始は不可。時間に余裕をもって検査を行うこと</li> <li>・結果は速報でも可</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> お散歩バギーやベビーカーの収納場所はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮し計画する 等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 加湿器等保育環境を整えるのに必要な備品の置き場所はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮し計画する 等</li> </ul>

令和 8 年 3 月 2 日

## ～横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業令和 8 年度の御案内～

令和 8 年度の事業概要を次のとおりお知らせします。

市内保育所等を経営する事業者による、保育士向け宿舎の借り上げを支援するために、必要な経費の助成を行います。

令和 8 年度も引き続き、利用対象は採用から 10 年目までの保育士です。申請から 10 年間の利用を保証するものではありません。

また、**令和 8 年度も引き続き 1 人 1 回限りの利用となります。令和 7 年度以降に制度を利用した後、転職した場合は、令和 8 年度は申請できません。**

※令和 8 年度の補助対象期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

※当事業は単年度事業です。利用を希望する事業者は昨年度申請している場合でも、必ず令和 8 年度の利用申請が必要です。

### < 1 人 1 回限りの利用の例外 >

事業者都合による解雇、ハラスメント、犯罪被害等本人の責によらないやむを得ない事情により事業の利用を中断し、別事業者において利用を希望する者であって、**「本人の責によらないやむを得ない事情」**が、公的機関が発行する書類等により客観的に証明できる者

**【支援対象】 ※詳細は要綱、QA 等（今後 HP 掲載予定）を必ずご確認ください。**

- 市内保育所等（※1）を経営する事業者が、雇用する保育士（※2）を、事業者が借り上げた宿舎（※ 3）に入居させる場合、宿舎借り上げに係る経費を補助する。

（※1）市内保育所等は次のとおり。

- ・ 認可保育所      ・ 認定こども園      ・ 小規模保育事業（A・B・C型）      ・ 事業所内保育所
- ・ 認可保育所等への移行を目指し、「移行計画書」を提出した横浜保育室      ・ 家庭的保育事業

【注意】企業主導型保育事業は対象外です。

（※2）市内保育所等に勤務する常勤保育士のうち、次の条件を全て満たす者

- ・ 事業者の雇用開始日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末（令和 8 年度は平成 29 年度（2017 年）以降雇用）までの者
- ・ 月 120 時間以上保育に従事している者
- ・ 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業又は他の市町村（特別区を含む。）で実施する保育士宿舎借り上げ等に類する事業を利用したことがない者
- ・ 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業を同一事業者において継続して利用する者  
（産育休、介護休暇、病気休業等及び、人事異動により企業主導型保育事業等の補助対象外施設に勤務することで利用を一時中断した後に利用を再開する場合、並びに定年退職後の再雇用については、継続して利用しているものとみなします。）

【ただし以下の場合を除く】

- ・ 事業者から住居手当等を支給されている者      ・ 横浜保育室の施設長
- ・ 平成 24 年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者
- ・ 認可保育所の施設長      ・ 認定こども園の園長      ・ 家庭的保育事業の家庭的保育者
- ・ 小規模保育事業の施設長（※）

※ただし、管理者給付を受けるために届け出ている、いわゆる「給付上の管理者」を除く、小規模保育事業の施設長については、保育ローテーションに月120時間以上従事している場合は対象とする。

### (※3) 補助対象施設の要件

補助対象施設は、補助対象保育士を居住させるため補助対象事業者が借り上げている宿舎

#### 【ただし以下の場合を除く】

- ・ 補助対象事業者（法人の場合は、役員を含む）が所有する宿舎
- ・ 貸主が、補助対象保育士の配偶者（事実婚含む）、または、3親等以内の親族である宿舎

### 【助成内容】

対象経費	雇用する保育士向け、宿舎借り上げに係る経費のうち賃借料、共益費（管理費） ※礼金、更新料、敷金等は対象になりません。
補助率	対象経費の3/4（1/4は事業者が必ず負担をします。）
助成金額	宿舎1戸当たり月額82,000円の3/4（61,000円）を上限（1,000円未満は切り捨て）
助成期間	事業者の雇用する補助対象保育士が、借り上げ宿舎に入居※している期間 ※住民票に記載された住所、転入日等が助成期間と重複しており、かつ居住実態があること。

#### ★留意点★

- ・ 事業者が保育士用宿舎として借り上げている物件が助成対象です。事業者（法人の場合は、役員を含む）が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。
- ・ 事業者が宿舎を借りただけでは、補助対象とはなりません。保育士の入居日（住民票の異動日）から対象となります。
- ・ 家賃の一部を保育士本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。
- ・ 保育士資格を所持している場合であっても、保育士以外の職（保育事務等）で雇用されている方は対象となりません。

### 【令和8年度補助金申請書の提出期間】

- ・ 令和8年4月から受付を開始します（通年）。
- ・ 各提出書類の提出期間については「申請手引き」「提出期限一覧」に記載予定です。
- ・ 遡り補助はしません。別途定める提出期限（原則当月末締切、消印有効）までに申請のあった月の家賃分からが対象です。
- ・ 月単位での補助であり、1日から末日まで補助対象要件を満たした月が補助対象となります。

## 【申請方法】

- ・ 申請者は法人単位となります。
- ・ 申請にあたり「要綱」、「申請手引き」等案内を必ず御確認ください。

申請様式、要綱、申請手引き及び提出期限一覧等は横浜市子ども青少年局「保育士宿舎借り上げ支援事業」専用サイトにて掲載しております。

[横浜市トップページ](#)>[子育て・教育](#)>[保育・幼児教育](#)>[保育所・保育施設](#)>  
[保育施設・保育対策](#)>[待機児童対策](#)>[保育士確保の施策](#)>[法人向けの取組](#)>  
[保育士宿舎借り上げ支援事業](#)

〈URL・二次元バーコード〉

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/shisetsutaisaku/taiki/hoikushikakuho/houjintorikumi/hoikushishukusha2022.html>

また、メーリングリストを登録いただくことで、本事業に関する情報をリアルタイムで受け取ることができます。ホームページ掲載の登録方法を御確認のうえ、必ず御登録ください。

**R8年度申請分は  
3月末頃掲載予定**



## 【申請書類】

第1号様式	横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（別紙1、2を含む）
第2号様式	令和8年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業計画書
第3号様式	令和8年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業収支予算書
内容確認書兼誓約書	<u>※補助対象保育士が署名したものをご提出ください。</u>
不動産賃貸借契約書	（写し）
保育士証	（写し）
市長が必要と認める書類	

※ 提出書類の詳細はホームページに掲載の「様式の提出及び記入方法について」をご確認ください。

※ 事業者での住民票の確認、保管が別途必要です。

**各種提出書類に関する問い合わせは、ホームページに記載の本市委託業者までお願いします。**

## 【補足】

保育士宿舎借り上げ支援事業は、子ども家庭庁が発出している保育対策総合支援事業交付要綱に基づき、事業を実施しております。今後、発出される交付要綱により、支援対象及び助成内容が変更になることがありますので、御了承ください。変更する場合には、別途事業者の皆様にご連絡いたします。

なお、令和9年度以降の横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業の継続有無及び事業概要につきましては、詳細が決まり次第、事業者のみなさまに周知いたします。

**掲載料・成功報酬0円の園情報紹介サイト！**  
**「えんみっけ！」ご利用の案内！！**  
 ～簡単操作で、求人情報・動画を掲載可能～

令和7年度継続実施！  
 利用しないと損!?

・求人広告って  
 費用がかかる...

・保育士募集のページを  
 作りたいけど大変そう...

・動画を作って園を  
 PRしたい！



**「えんみっけ！」を利用すれば  
 全て解決！！**



・費用負担0円で求人情報を掲載！  
 ・自園の採用ページ代わりに！  
 ・動画も作成、掲載が可能！  
 ・サポート体制も万全！

## ○「えんみっけ！」について

◆養成校学生をメインターゲットにした、園紹介のサイト

◆掲載料0円！紹介料・成功報酬0円！

「えんみっけ！」は株式会社リンクが運営する、保育士・幼稚園教諭を目指す学生が理想の園に出会う為の“園と学生を結ぶWEBサイト”です。有料職業紹介ではないため、**採用費はかかりません！**

また、**横浜市が株式会社リンクと委託契約を結ぶ**ことにより、各施設では、**掲載料等、一切の費用負担なし(※)で、当サイトをフルにご利用いただけます！**

※有料会員の費用を横浜市が負担します。

**ぜひ、市内全ての施設でご利用ください！**

## ○「えんみっけ！」でできること

◆求人情報・園の写真等を詳しく掲載！

◆動画も無料で作成・掲載可能！

◆その他便利な機能も満載！

※詳細はHPを参照ください

えんみっけ！

検索



※サイト掲載イメージ



## ○利用登録方法等

**「えんみっけ！」ホームページから申請**

登録の詳細は「えんみっけ！」ホームページをご覧ください。

<サポート体制>

操作方法等、わからないことは、(株)リンク「えんみっけ！」事務局が丁寧に対応します！

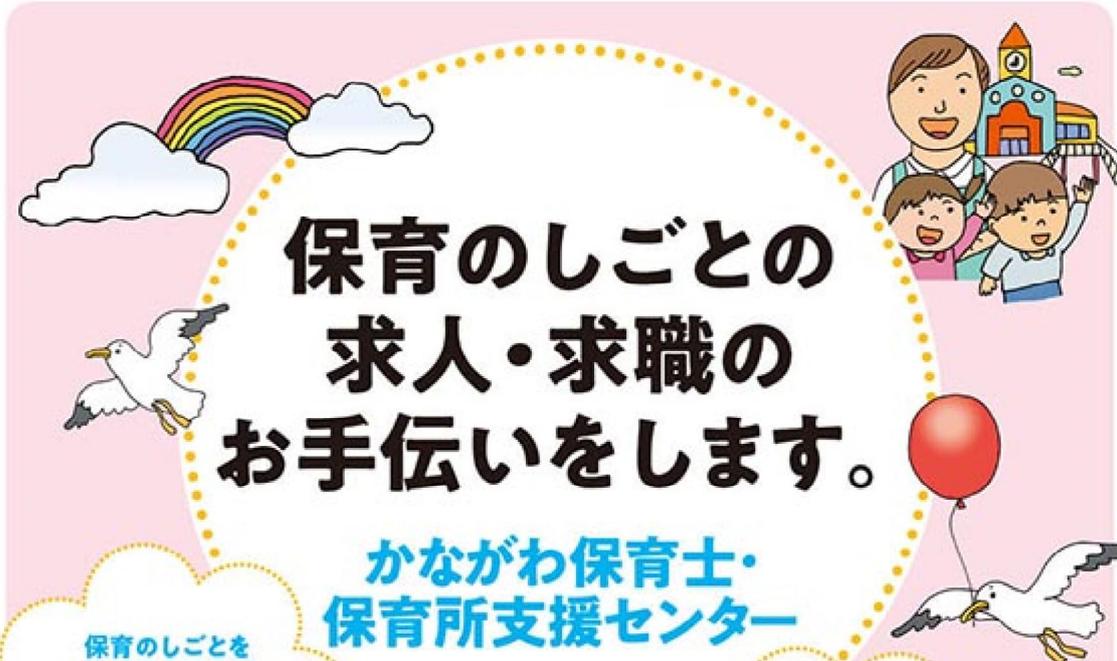
直通電話：050-5526-1927 e-mail：[support\\_c.enmikke@link-timesgr.co.jp](mailto:support_c.enmikke@link-timesgr.co.jp)

作成した動画は  
 自園のHP等でも掲載OK！

問い合わせ先

横浜市こども青少年局保育対策課

電話：045-671-4469 Eメール [kd-hoikushi@city.yokohama.lg.jp](mailto:kd-hoikushi@city.yokohama.lg.jp)



# 保育のしごとの 求人・求職の お手伝いをします。

## かながわ保育士・ 保育所支援センター

**保育のしごとを  
したい方(求職者)**  
神奈川県内の保育所等へ  
就労を希望する方の相談に  
応じ、就職活動の  
お手伝いをします。

**保育所の方(求人事業者)**  
神奈川県内の保育所の  
保育士等の求人の受付を  
いたします。保育所以外の  
児童福祉施設等の  
利用も可能です。

**無料**

かながわ保育士・保育所支援センターは、厚生労働大臣から**無料職業紹介所**として許可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置されています。

**安心**

かながわ保育士・保育所支援センターは、**神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の共同事業**として神奈川県社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。



**お問合せ**

**Tel** 045-320-0505  
**Mail** holku\_jinza@knsyk.jp  
**開所時間** 9:00～17:15  
(12:00～13:00は求人票閲覧のみ)  
**開所日** 月～土  
(祝祭日、年末年始は開所していません)

かながわ保育士・保育所支援センター **検索**

**アクセス**

〒221-0835横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2  
かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)



**運営** 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会



※令和 7 年 12 月現在の内容ですので、今後変更になる場合があります。

## 令和 8 年 4 月 1 日に開所予定の小規模保育事業の皆様へ 年度限定保育事業で空きスペースを活用しませんか？

開所後 1 年程度の 2 歳児枠は、利用希望者が少なく、定員が埋まらない傾向にあります。この空きスペース等を有効活用し、1 歳児の「保留児童」を対象に年度を限定して保育していただく年度限定保育事業（以下、年度限定）を実施しています。ぜひ、貴施設においても、ご活用をご検討ください。

なお、本制度は現行制度から大きく変更があります。【★変更あり】の項目、「8 【参考】令和 8 年度以降の制度改正に伴う主な変更点」をご確認ください。）

### 1 事業実施の条件

- ・ 2 歳児室等の空いているスペースを活用し、児童を安全に受け入れられる態勢が確保されている。
- ・ この事業の児童を受け入れても、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める設備及び運営の基準を満たしている。

### 2 事業実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 3 運営費等の支払いについて【★変更あり】

運営費助成は、通常の保育と同様に給付費申請システム（kintone）で請求してください。保護者の利用料も、通常の保育と同様、施設への納付となります。

### 4 令和 8 年 4 月入所に向けたスケジュール【★変更あり】

#### (1) 実施届の提出

希望施設は、1 月 13 日（火）までに施設所在区のこども家庭支援課へ提出してください。一次利用調整の結果、保留になった保護者あてにお送りしている通知に実施施設一覧を同封します。

※ 2 月 20 日（金）期限で追加募集をする予定です。

#### (2) 利用申請

利用希望者は居住区のこども家庭支援課へ直接申請を行います。施設での受付は不要です。

#### (3) 利用決定

年度限定保育事業実施要綱（仮）に基づき、横浜市が利用調整により利用者を決定します。

なお、利用調整にあたっては、「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」を準用予定です。要綱については別途お示しします。

実施施設のみなさまへの年度限定利用者の決定のご連絡は、3 月 23 日（月）までに施設所在区のこども家庭支援課から行います。

#### 【参考】利用申請スケジュール

3 月 12 日（木）～15 日（日） 年度限定の利用申請（オンライン申請）

3 月 23 日（月）まで 年度限定内定者へのご連絡（実施施設の皆様にもご連絡差し上げます。）

4 月 1 日（水）から 利用開始

### 5 例月（令和 8 年 5 月入所以降）のスケジュールについて【★変更あり】

申請締切日は通常の保育と同日（10 日前後）とし、利用希望者は居住区の区役所こども家庭支援課へ直接申請を行います。当月の通常保育における利用調整の結果、保留となった児童について、年度限定の利用調整を行います。利用が決定した場合は翌月 1 日から利用開始します。（例 6/10 までに年度限定を申請し、利用が決定した場合は 7/1 から利用開始）※月途中の入所はありません。

### 6 令和 8 年度以降の制度変更に伴う注意点【★変更あり】

年度限定利用児童は通常保育の児童と同じ扱いになります。利用定員超過が一定期間継続する場合、減算調整の算定に含まれますのでご注意ください。

減算調整の要件：直前の連続する 2 年度間常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が 120% 以上の状態にある。

## 7 事業実施に向けたスケジュール

	横浜市（区役所）	実施施設
12月	実施案内の発出（当該案内） 実施検討施設との調整→最終意向確認	事業実施に向けて、ご検討いただきます。 （受入場所、受入人数、保育士の確保状況等）
		2歳児の申請状況を把握し、実施に向けた調整を行います。
R8年 1月	下旬：一次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	13日：年度限定型保育事業の事業実施届（第1号様式）を区役所（園所在区）を通じて、保育対策課へ提出します。このタイミングで実施届を提出した施設は、一次保留となった方へご案内する実施施設一覧に掲載します。
2月		20日：追加募集する場合の最終期限
3月	上旬：二次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。 二次結果通知発送の翌日～ 保留となった方の年度限定保育事業の利用申請受付を開始します。市が利用の可否を決定し、保護者に連絡します。	利用決定した保護者に、通常の保育と同様、利用に必要な事項を説明してください。
4月		1日：保育開始

## 8 【参考】令和8年度以降の制度改正に伴う主な変更点

区分	旧制度	新制度
実施施設の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の空いているスペース等を活用し、児童を安全に受け入れられる態勢が確保されている。</li> <li>この事業の児童を受け入れても、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める設備及び運営の基準を満たしている。</li> </ul>	変更なし
事業実施年度	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）	変更なし
対象児童	保育所等の利用調整結果「保留」（令和8年4月利用開始の場合、2次利用調整の結果、保育所等の利用が決定していない児童）となった1歳児 ※市内在住の方。ただし、市内の保育所等で保育業務に従事している場合には、市外在住の方も利用できます。	変更なし
申込方法、利用決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施施設に直接申込</li> <li>施設が利用決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市へ直接申込（設での書類受付は不要です。）</li> <li>横浜市が利用調整により利用者を決定します。具体的には今後お示しする実施要綱等に記載予定です。</li> </ul>
保育料等、及び助成金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料等は、実施施設ごとに設定。保護者負担額については、実施施設の直接徴収。</li> <li>保護者の負担区分に応じた「横浜市助成金」を支払い</li> </ul>	<p><u>通常保育の児童と同じ扱いになります。</u></p> <p>利用料は施設への納付、助成金は、通常保育の児童と同様、給付費申請システム（kintone）でご請求ください。</p>
利用時間	標準時間、短時間の区分なし	<u>通常保育同様、標準時間、短時間に区分されます。</u>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児保育児童及び個別支援保育児童の加算費があります。（アレルギー児童対応費などはありません。）</li> <li>利用児童には、認可保育所等の利用調整時に「調整指数」が適用されます。</li> </ul>	<p><u>通常保育の児童と同様、各種加算がつきます。</u></p> <p>変更なし</p>

### 【お問合せ先】

#### 制度全般に関すること

こども青少年局保育対策課 年度限定担当 小関、星、牧元、井上 TEL：671-4469

#### 本事業の実施（実施届の提出など）に関すること

実施保育所の所在する各区こども家庭支援課



# 保護者向け園選びサイト えんさがしサポート ★よこはま保育

横浜市内の保育所・幼稚園など約1400園をまるっと掲載

スマホで  
ラクラク



いつでも  
どこでも



条件いろいろ  
一括検索



えんさがし 横浜



## 横浜市補助金を活用し、建設工事を実施する事業者のみなさまへ (適正な工期の設定、週休2日の確保、施工時期の平準化に関するお願い)

令和6年4月1日から建設業において時間外労働の上限規制が適用されます。

**時間外労働の上限が罰則付きで法律で規定されます。**

横浜市では、建設業における担い手の確保・育成と労働環境の改善を図る取組として、公共工事における週休2日に関する取組や施工時期の平準化などを進めています。

事業者のみなさまにおかれましても、以下の3点について配慮いただき、ご協力できる範囲で工事の発注・施工の手続きを進めていただきますよう、お願いします。

### 1 適正な工期の設定

工事現場における適正な工期設定は重要です。週休2日を前提とした実工期の算出に加え、準備期間及び後片付け期間を考慮するなど、適正な工期設定を行っていただきますよう、お願いします。

<工期の設定イメージ>

準備期間	現場施工期間(天候等の影響とともに、 <u>週休2日を配慮</u> )	後片付け期間
------	-------------------------------------	--------

### 2 週休2日の確保

本市では、一部の工事を除く原則全ての工事を週休2日制の工事として発注しています。

市補助金を活用する事業者のみなさまも、施工現場における週休2日の確保に努めていただきますよう、お願いします。

### 3 施工時期の平準化

本市では、竣工時期が年度末に集中しないよう、工事の前倒しや平準化を目的とした年度をまたぐ工事などを実施することで、年度当初の閑散期における工事件数を増加させ、更なる平準化を進めています。事業者のみなさまも本市が進める施工時期の平準化にご協力いただきますよう、お願いします。

<施工時期の平準化イメージ>

年度末に集中している工事件数を減らし、件数が比較的少ない年度当初の工事を今後増やしていきます。

